

学 生 便 覧

STUDENT GUIDE

岡山県農林水産総合センター
農 業 大 学 校

Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and Fisheries

College of Agriculture

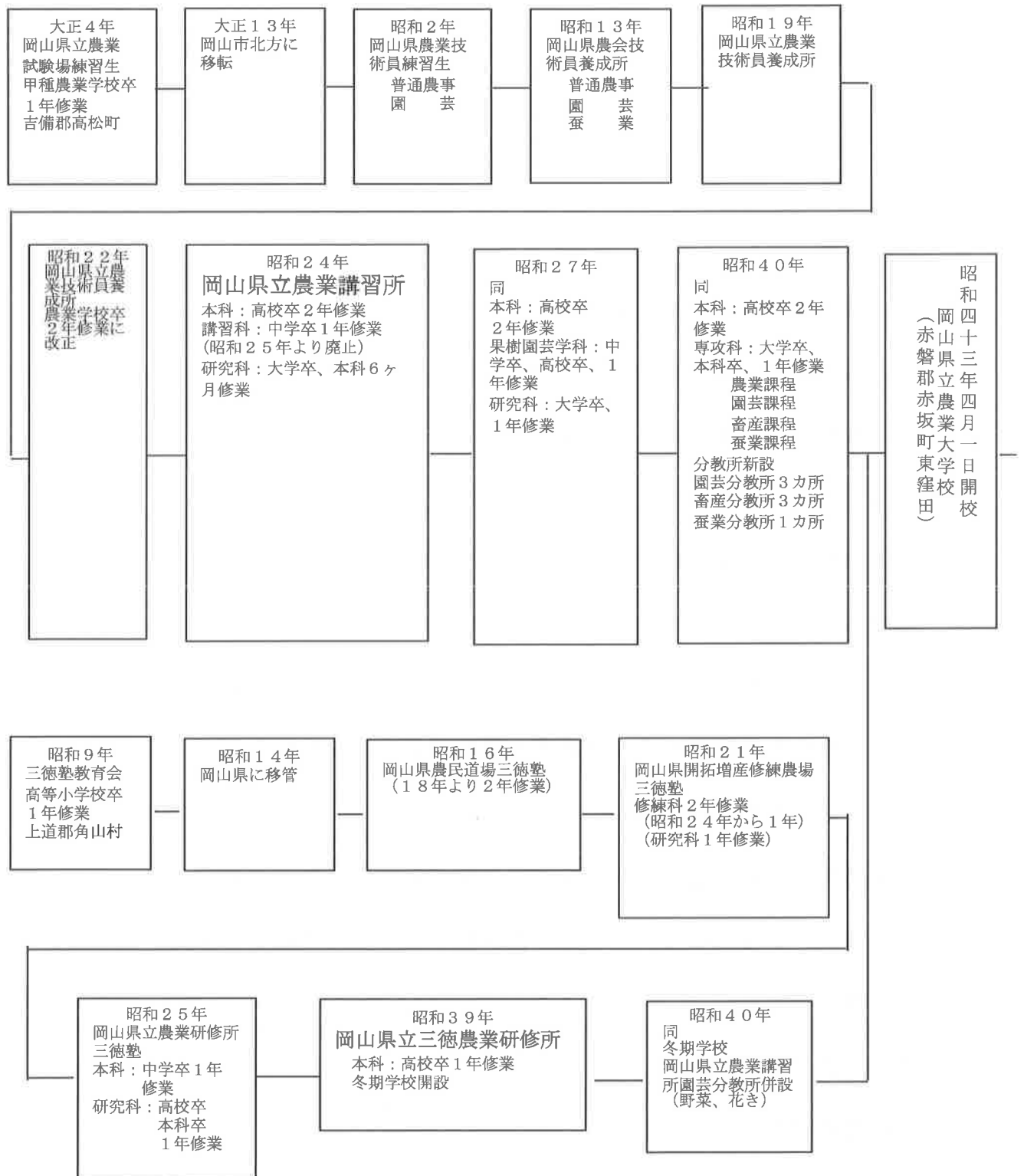
本 校 701-2223 赤磐市東窪田157
(086) 955-0550

旭分校 709-3494 久米郡美咲町北2272
(0867) 27-3321

目 次

1. 沿革図	1
2. 沿革	3
3. 機構	5
4. 教育方法	6
5. 岡山県農林水産総合センター条例	7
6. 岡山県農林水産総合センター条例施行規則	8
7. 岡山県農林水産総合センター農業大学校校則	11
8. 岡山県農林水産総合センター農業大学校学生心得	18
9. 岡山県農林水産総合センター農業大学校寄宿舎使用規程	21
10. 岡山県農林水産総合センター農業大学校寄宿舎生規約	24
11. 岡山県農林水産総合センター農業大学校生活指導員設置要領	27
12. 岡山県農林水産総合センター農業大学校学生自治会会則	28
13. 学生自治会規約施行規則	30
14. 岡山県農林水産総合センター農業大学校講堂兼体育館使用規程	31
15. 岡山県農林水産総合センター農業大学校講堂兼体育館運営協議会要領	33
16. 体育館使用細則(内部用)	34
17. 経費	35
18. 各種書類様式	36

1. 沿革図



昭和43年
岡山県立農
業大学校
本科：高校
卒2年修業
分校 4カ所

昭和45年
同
本科（中核的
農業者育成）
高校卒2年修
業
研究科（農業
指導員養成）
専攻科（実践的
農業者養成）
高校卒1年修
業
分校 5カ所

昭和52年
同
科を廃止して一
本化
課程：農産課程、
園芸課程、畜産
課程
課程
高校卒2年修業
研修講座を設ける
分校 5カ所
※1（県農業者
大学校認定）

昭和54年
同
課程
農産園芸課
程農産畜産
課程高校卒
2年修業
研修講座を
設ける
分校 5カ所

平成元年
同
同
同
同
分校 3カ所

平成3年
岡山県立農
業大学校
園芸課程
果樹コース
野菜コース
花きコース
畜産課程
和牛コース
中小家畜
コース
分校2校を
廃止し、旭
分校のみと
する。

平成7年
※2
農業者研修教
育施設として
認定

平成11年
岡山県農業総合
センター農業大
学校に名称変更

平成19年
専修学校とし
て認められる

平成22年
岡山県農林水産総
合センター農業大
学校に名称変更

※1

（県農業者大学校認定とは、農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる授業を行う農民研修教育施設として認定されたもの。）

※2

（農業者研修教育施設認定とは、農業改良助長法第14条第1項第5号による。）

2. 沿革

(1) 概要

本校は、平成22年4月1日岡山県農林水産総合センター条例の施行により、岡山県農業総合センター農業大学校から岡山県農林水産総合センター農業大学校に名称を改めた。

農林水産総合センターの教育部門を担当し、試験研究・普及との一体的な運営のもとで、次代の岡山県農業を担う人材の育成を行っている。前身の岡山県立農業大学校は、昭和43年4月1日、岡山県立農業講習所及び岡山県立三徳農業研修所を廃止して、当地に近代的農業を担当するにふさわしい中核的人材を養成する機関として設置された。

岡山県立農業講習所は、大正4年岡山県立農業試験場練習生規程による町村農会技術員の養成に始まり、昭和13年岡山県立農会技術員養成所、昭和19年岡山県立農業技術員養成所となり、この間農会、農業会の技術員を養成し、新技術の普及及び食料増産に多大の貢献をしたのである。昭和24年岡山県立農業講習所となってからは、普及等農業指導者及び農業者の養成が主目的となり、国と県の協同事業として施設及び教育内容が充実され、卒業生は短大卒として待遇され、農業改良普及事業の発展に貢献した。

岡山県立三徳農業研修所は、昭和9年第一生命株式会社社長矢野恒太氏によって中堅農民錬成機関として三徳塾教育会が創設されたのに始まり、昭和14年矢野恒太氏により三徳塾施設の寄付を受けて県の所轄とし、昭和16年岡山県農民道場三徳塾となり、昭和21年に岡山県開拓増産修練農場三徳塾となるまで、農民精神を鍛練して農村更生に献身する農民の育成に多大の貢献をしてきた。昭和25年岡山県立農業研修所三徳塾と改称してからは、新時代に即応した科学性のある実践的農民の養成機関として、内容の充実がはかられ、昭和39年岡山県立三徳農業研修所となってからは冬期学校を開設し、農業自営者の再教育につとめ、さらに昭和40年には岡山県立農業講習所園芸分教所を併設して花き、野菜専攻生の教育を担当し農業の発展に寄与した。

(2) 大学校沿革

昭和42年12月26日	岡山県条例第50号により岡山県立農業大学校が設立
昭和43年 4月1日	開校
昭和43年 4月1日	岡山県規則第17号により条例施行規則を制定施行 本科(入学定員 50名)
昭和43年11月1日	岡山県立農業大学校竣工式、開校式、校旗受領、校歌発表
昭和44年12月19日	岡山県条例第54号により条例一部改正
昭和45年4 月	岡山県規則第53号により条例施行規則一部改正 本 科:中核的農業者の養成(入学定員 35名) 研究科:農業指導員の養成(入学定員 15名)に区分 専 科:実践的農業者の養成(入学定員 50名)
昭和52年4月1日	岡山県規則第16号により条例施行規則の一部改正

(昭和52年度入学生から適用)

(1) 課程を農産, 園芸, 畜産とする。

(2) 入学定員は50名とする。

(3) 研修講座を設ける。

基礎講座、専門講座、総合講座

昭和54年3月31日

岡山県規則第15号により条例施行規則の一部改正

(昭和54年度入学生から適用)

課程を農産園芸及び農産畜産とする。

平成3年4月1日

条例の改正により、国際化、情報化社会経済情勢の変化に対応した教養の向上を図ることをも目的に含め、分校を旭分校のみとする。

規則及び校則の改正により、課程を園芸課程、畜産課程とし、専攻を果樹コース、野菜コース、花きコース、和牛コース、中小家畜コースとする。

平成7年4月1日

校則の改正により、教育計画を変更

教育時間2,530時間、特別活動345時間（平成7年3月 知事承認）

平成7年

平成8年度から自営者養成を積極的に行うため推薦入学制度の導入（推薦枠定数の20%）

平成10年

平成11年度入学生から推薦枠40%に拡大

平成11年4月1日

岡山県農業総合センター条例の施行により、岡山県農業総合センター農業大学校に名称変更

平成19年

専修学校として認められる

平成22年4月1日

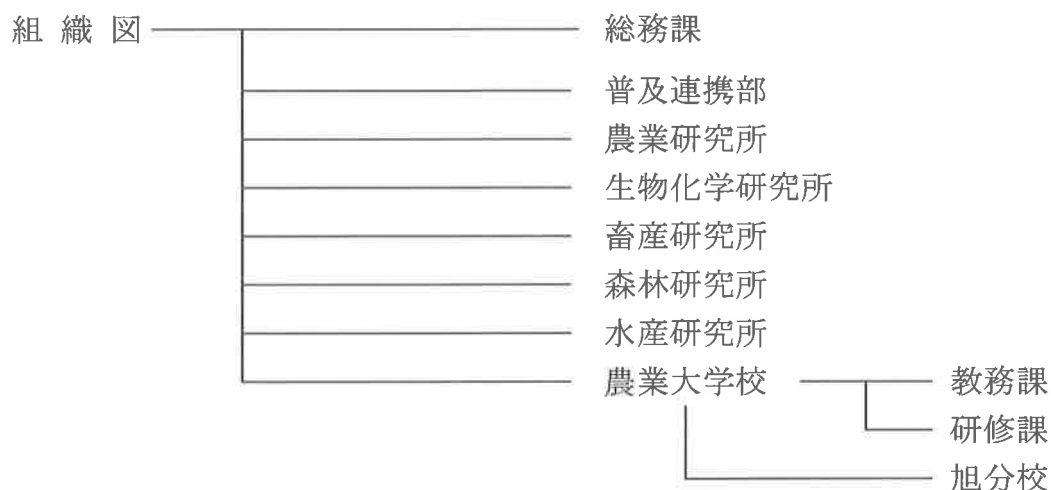
岡山県農林水産総合センター条例の施行により、岡山県農林水産総合センター農業大学校に名称変更

校則の改正により入学定員は35名とする（平成23年度入学生から適用）

平成25年4月1日

校則の改正により中小家畜コースを廃止する

3. 機 構



総務課

- ① 庶務に関する事
- ② 農業大学校の生産物及び不要品の処理に関する事
- ③ 農業大学校の給食施設に関する事

教務課

- ① 学生の募集、入学、退学、休学、復学及び卒業に関する事
- ② 学生の記録及び諸証明に関する事
- ③ 教育課程の編成及び学生の教科履修に関する事
- ④ 学生の生活指導に関する事
- ⑤ 学生の進路指導に関する事
- ⑥ 寄宿舎に関する事
- ⑦ その他教務に関する事

研修課

- ① 農業者等の研修に関する事
- ② 就農促進に関する研修及び調査研究に関する事
- ③ 農場の運営管理に関する事
- ④ 農業機械に関する事
- ⑤ その他研修に関する事

4. 教育方法

(1) 教育の目標

21世紀の岡山県農業の発展のために、先駆的な役割を果す能力をもつ人材を養成することを基本的な目標とし、次の能力を習得させる。

- ①高度な知識及び技術並びに国際化、情報化等社会経済情勢の変化に対応した教養を習得することにより、自らも創造し、これを農業経営の実状に合わせてとり入れる能力。
- ②自主的に自己の経営や地域農業を分析して、その問題点を見出し、自ら解決するとともに、地域農業の組織化、協同化を推進する組織リーダーとして行動する能力。
- ③郷土愛の精神を強く持ち、地域社会、地域文化を発展させる能力。

(2) 学科教育

ア 教育課程等

課 程	専 攻	定 員
園 芸	果 樹 コ ー ス	1 学 年 3 5 名
	野 菜 コ ー ス	
	花 き コ ー ス	
畜 産	和 牛 コ ー ス	

イ 就業年限等

2年間 但し、在学期間は4年を超えないこと。

(3) 教育の方法

期 間	内 容	場 所
1 学年 4 月～ 1 2 月	教 養 科 目 (講義、演習、実技) 共通専門科目 (講義, 実験, 農家留学研修) 専 攻 科 目 (講義, 専攻実習)	全 課 程→ 本 校
1 学年 1 月～ 3 月 2 学年 4 月～ 1 2 月	教 養 科 目 (講義, 実技) 共通専門科目 (講義) 専 攻 科 目 (講義, 実技) (プロジェクト学習)	園芸課程→ 本 校 畜産課程→ 分 校 本 校
2 学年 1 月～ 3 月	教 養 科 目 (講義) 共通専門科目・専 攻 科 目 (農学演習, 農業経営演習)	全 課 程→ 本 校

農家留学研修を1学年31日間実施する。

5. 岡山県農林水産総合センター条例（抜粋）

（農業大学校）

第10条 総合センターに、農業大学校を置く。

2 農業大学校の位置は、赤磐市とする。

3 農業大学校の分校として、旭分校を久米郡美咲町に置く。

（修業年限）

第11条 農業大学校の修業年限は、2年とする。

（入学資格）

第12条 農業大学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、入学試験に合格したものとする。

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

2 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

4 前3号に掲げる者のほか、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

（授業料）

第13条 農業大学校の授業料は、年額118,800円とし、毎学期の始めにこれを分納しなければならない。

2 納付した授業料は、返還しない。

3 知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、授業料の減免を行うものとする。ただし、休学した者については、規則で定めるところにより、授業料の減免を行うものとする。

（その他）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

6. 岡山県農林水産総合センター条例施行規則（抜粋）

（課程）

第29条 農業大学校に園芸課程及び畜産課程を置く。

（入学定員）

第30条 農業大学校の入学定員は、35名とする。

（学年及び学期）

第31条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の学期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第32条 農業大学校の休業日は、次に掲げるとおりとする。

1 日曜日及び土曜日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 春季休業日

4 夏季休業日

5 冬季休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、校長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

（入学志願手続）

第33条 農業大学校の入学志願について必要な事項は、校長が別に定める。

（入学の許可）

第34条 校長は、入学試験により、入学を志願する者のうちから入学できる者を決定し、入学を許可する。

2 入学試験の実施期日、場所、試験科目その他入学志願手続に係る必要な事項については、あらかじめ公告する。

（入学手続）

第35条 入学を許可された者は、所定の期日までに、身元が確実な保証人2人を定め、校長に誓約書を提出しなければならない。

2 保証人が死亡し、又は保証人の資格を失った場合は、直ちに新たな保証人を定め、誓約書を提出しなければならない。

（入学許可の取消し）

第36条 校長は、入学を許可された者が前条第1項の手続を所定の期日までに完了しないときは、入学の許可を取り消すことができる。

（休学、退学及び復学）

第37条 学生が休学、退学又は復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(教授科目修得の認定)

第38条 教授科目修得の認定は、出席状況を勘案し、試験又はその他の考査により、校長が行う。

(卒業)

第39条 校長は、所定の教授科目を修得した者に、卒業証書を授与する。

(授業料の納付)

第40条 授業料は、次の期限までに納付しなければならない。

1 前期分 4月30日まで

2 後期分 10月31日まで

2 校長は、納期限後10日を経過しても、なお授業料を納付しない者に対し、退学を命ずることができる。

3 前項の規定にかかわらず、条例第十三条第三項の規定により授業料の減免を受けようとする者に係る授業料の納期に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(授業料の減免申請)

第41条 条例第13条第三項の規定により授業料の減免を受けようとする者は、校長が別に定めるところにより申請しなければならない。

(休学した者に係る授業料の免除等)

第42条 休学した者については、条例第13条第三項ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の授業料を免除する。ただし、復学した日の属する月以後については、この限りでない。

1 休学した者が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下この条において「法」という。）第八条第一項の授業料等減免対象者（次項において「授業料等減免対象者」という。）である場合 休学した日の属する学期後の授業料及び当該日の属する学期の授業料のうち当該日に休学しなかったとしたならば法第八条第一項の規定により減免を受けるべきであった授業料の額に相当する額

2 その他の場合 休学した日の属する学期後の授業料の額に相当する額

2 復学した者の復学した日の属する学期の授業料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

1 休学前に授業料等減免対象者であった場合 授業料の年額の12分の1に相当する額から法第八条第一項の規定により休学前に減免を受けていた額に相当する額を除いた額に、復学した日の属する月から復学した日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額

2 その他の場合 授業料の年額の12分の1に相当する額に、復学した日の属する月から復学した日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額を徴収する。

(褒賞)

第43条 校長は、教育上必要と認めるときは、学生を褒賞することができる。

(懲戒)

第44条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、停学、退学等の処置をとることができる。

- 1 性行が不良で改心の見込みがない者
- 2 学業成績が著しく不良で、卒業の見込みがない者
- 3 農業大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(寄宿舎)

第45条 学生は、原則として寄宿舎に入舎するものとする。

2 寄宿舎の利用について必要な事項は、校長が別に定める。

(研修交流ホール)

第46条 研修交流ホールの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 研修交流ホールの休館日は、岡山県の休日を守る条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

(研修講座)

第47条 センター長は、第29条に定めるもののほか、農業者の技術、経営能力等の実践力の向上を図るため、研修講座を設けるものとする。

2 研修講座は、次のとおりとする。

- 1 基礎講座
- 2 専門講座
- 3 総合講座
- 4 その他センター長が必要と認める講座

3 研修講座の受講について必要な事項は、センター長が別に定める。

(その他)

第48条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事の承認を得て、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

7. 岡山県農林水産総合センター農業大学校校則

第1章 総 則

(大学校の目的)

第1条 岡山県農林水産総合センター農業大学校（以下「大学校」という。）は、農業の生産及び経営について、高度な知識及び技術を習得させるとともに国際化、情報化、社会経済情勢の変化に対応した教養の向上を図ることにより、近代的農業を担当するにふさわしい中核的人材を養成することを目的とする。

第2章 学生定員及び課程

(定 員)

第2条 大学校の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員	35名
総定員	70名

(課程及び専攻)

第3条 大学校に次の課程及び専攻を置く。

課 程	専 攻
園芸課程	果樹コース、野菜コース、花きコース
畜産課程	和牛コース

(修業年限等)

第4条 大学校の修業年限は2年とし、在学期間は4年を越えることはできない。

第3章 分 校

(分 校)

第5条 大学校に、次の分校を置く。

名 称	位 置
旭分校	久米郡美咲町

2 各課程における専攻の修業は、本校のほか前項に規定する分校及び農業研究所において行う。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を区分して次の2期とする。

前期4月1日から9月30日まで

後期10月1日から翌年3月31日まで

(休業日等)

第7条 定期の休業日は、次のとおりとする。

- (1)日曜日及び土曜日
 - (2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3)春季休業日 3月19日から4月7日
 - (4)夏季休業日 8月から9月の間に概ね3週間
 - (5)冬季休業日 12月24日から翌年1月7日
- 2 11月1日を大学校創立記念日と定め、記念行事を行う。
 - 3 前2項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、臨時に休業を行い、または休業日に授業を行うことができる。
 - 4 分校における休業日は、校長の承認を得て、分校長が別に定めることができる。

第5章 職員の組織

(職員)

第8条 大学校に次の職員を置く。

校長	分校長	副校長
教務課長	研修課長	
教授	准教授	講師
その他必要な職員		

第6章 入学

(入学資格)

第9条 大学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、入学試験に合格した者とする。

- (1)学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (2)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3)高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (4)前3号に掲げる者のほか、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

(入学志願手続き)

第10条 農業大学校への入学志願に関する必要な事項は、校長が別に定める。

(入学の許可)

第11条 校長は、入学試験により、入学志願者のうちから入学できる者を決定し、入学を許可する。

2 入学試験の実施期日、場所、試験科目その他必要な事項については、あらかじめ公告する。

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学手続き)

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、身元確実な保証人2人の連署がある誓約書(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人が死亡し、又は保証人の資格を失った場合は、直ちに新たな保証人(様式第4号)を定め、誓約書を提出しなければならない。

(入学許可の取消し)

第14条 校長は、入学を許可された者が前条第1項の手続きを所定の期日までに完了しないときは、入学の許可を取り消すことができる。

2 入学を許可された者で、入学式当日無届けで欠席したときは、入学の許可を取り消すことができる。

第7章 休学、退学、復学及び除籍

(休学及び復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由により修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて願書(様式第5号)を提出し、校長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 学生の疾病のため修学することが適当でない認められる場合は、校長はその者に休学を命ずることができる。

3 第1項による休学者でその事由がやむを得ないときは、所定の願書(様式第6号)を提出し、校長の許可を得て、復学することができる。

(休学期間)

第16条 休学は、通算して2年を越えることができない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(願いによる退学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由により退学(様式第7号)しようとするときは、その旨を校長に願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍 等)

第18条 学生が次の各号の一に該当するときは、校長はその者を退学させ、又は除籍することができる。

- (1) 死亡又は行方不明
- (2) 疾病により成業の見込みがないと認めた者
- (3) 第16条第1項に定める休学期間を経過してもなお復学しない者
- (4) 所定の在学期間を越えた者
- (5) 授業料の納付期日後10日を経過しても、なお授業料を納付しない者

第8章 教 育 課 程

(授業科目の履修)

第19条 授業科目及び授業時間数は、校長が別に定めるとおりとし、学生はこれを履修しなければならない。

(単位修得の認定)

第20条 学生が、所定の教授科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては教授科目の修得を認定する。

- 2 やむを得ない事由により、前項の考査を受けることができない者は、願い出(様式第8号)により追考査を受けることができる。
- 3 考査の結果不合格となった者は、願い出(様式第8号)により再考査を受けることができる。ただし、再考査に合格した者は60点とする。
- 4 考査は、試験、論文、報告書その他により行う。
- 5 考査の成績は、80点以上を優、80点未満70点以上を良、70点未満60点以上を可、60点未満を不可とし、60点以上を合格とする。

(進級及び卒業)

第21条 考査の結果、選択科目を除き不合格科目のある場合には進級又は卒業を認めない。

(卒業証書の授与)

第22条 校長は、所定の課程を修了した者に卒業証書を授与する。

第9章 授 業 料

(授 業 料)

第23条 学生は、岡山県農林水産総合センター条例第13条第1項に規定する授業料を納付しなければならない。

2 前項の授業料は、次の区分により納付しなければならない。

区 分	期 間	納付期限
前 期 分	4月1日から9月30日まで	4月30日
後 期 分	10月1日から翌年3月31日まで	10月31日

ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条の認定を申請する者に係る授業料の納入は、当該通知を受けた日から15日以内とする。

(既納の授業料)

第24条 既納の授業料は、返還しない。

(授業料の減免)

第25条 知事は、条例第13条第3項の規定に基づき、授業料の減免を行う。

(1) 授業料の減免を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（以下、「減免申請書」という。）を校長に提出しなければならない。

(2) 校長は、前号の規定による減免申請書の提出があったときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る選考を行う。

(3) 校長は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者であると認めるときは、授業料等減免対象者としての認定を行うとともに、当該授業料等減免対象者に対し、その旨並びに減免額算定基準額の区分（法施行令第2条第1項各号に掲げる区分をいう。）及び授業料等減免の額を通知する。

(4) 前号の場合において、授業料減免の額が第23条の授業料の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が納付すべき授業料の額を通知する。

(5) 校長は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するとともに、納付すべき授業料の額を通知する。

(6) 授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料減免を受けようとするときは、校長が定める日までに、授業料減免に係る継続願を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休学した者に係る授業料の減免等については、規則第42条の規定によるものとする。ただし、減免を受けようとする者は、授業

料減免申請願（様式第9号）を校長を経由して知事に申請しなければならない。

第10章 寄 宿 舎

（寄 宿 舎）

第26条 大学校に寄宿舍を置く。

- 2 学生は、原則として寄宿舍に入舎（様式第10号）するものとする。
- 3 学生で寄宿舍に入舎しない者は、その事由を付して校長に願い（様式第11号・12号）出て、校長の許可を受けなければならない。
- 4 寄宿舍の使用については、岡山県農林水産総合センター農業大学校寄宿舍使用規程によるものとする。

第11章 講習及び研修

（研 修 講 座）

第27条 センター長は、第3条に定めるもののほか、農業者の技術、経営能力等の実践力の向上を図るため、研修講座を設けるものとする。

- 2 研修講座は次のとおりとする。
 - (1) 基礎講座
 - (2) 専門講座
 - (3) 総合講座
 - (4) その他センター長が必要と認める講座
- 3 研修講座の受講について必要な事項については、センター長が別に定める。

第12章 賞 罰

（ほ う 賞）

第28条 校長は、教育上必要と認めるときは、学生に対し、ほう賞することができる。

（懲 戒）

第29条 校長は、学生が大学校の規則に違背し、又は学生の本分に反する行為をしたと認めるときは、懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の1に該当する場合に限る。
 - (1) 性行が不良で改心の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業成績が著しく不良で、成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなくて引き続き1カ月以上欠席した者
 - (4) その他大学校の秩序を乱し、著しく学生としての本分に反した者

附 則

この校則は、平成11年4月1日から施行する。

この校則は、平成16年4月1日から施行する。

この校則は、平成17年4月1日から施行する。

この校則は、平成22年4月1日から施行する。

この校則は、平成25年4月1日から施行する。

この校則は、平成26年4月1日から施行する。

この校則は、平成30年4月1日から施行する。

この校則は、令和2年4月1日から施行する。

8. 岡山県農林水産総合センター農業大学校校学生心得

第1 学 生 証

(携帯及び提示)

第1条 学生は、校長の発行する身分証明書の交付を受け、常にこれを携帯し、必要があるときはこれを提示しなければならない。

(返 納)

第2条 学生証は、有効期間が経過したとき、又は卒業、退学等学籍を離れたときは、速やかに返納しなければならない。

(再 交 付)

第3条 学生証を汚損、紛失し、又は記載事項に変更があったときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。

第2 身 上 異 動

(連絡先の届け出)

第4条 学生は、所定の身上調書(様式第14号)を提出し、本人及び父兄の連絡先を届け出なければならない。

2 学生は、前項の連絡先の異動その他身上に異動を生じたときは(様式第15号)、速やかに校長に届け出なければならない。

第3 服 装 態 度

(服 装)

第5条 服装は、常に学生としての品位を保つにふさわしいものとする。

(態 度)

第6条 学生は、校内外を問わず礼儀を守り、良識ある言動をしなければならない。

第4 欠 席、早 退、遅 刻 及 び 忌 引

(欠 席)

第7条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席する場合は、事前にその理由を明記した欠席届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、学校あて連絡をとり、事後速やかに欠席届を提出しなければならない。

2 学生が引続き1週間以上欠席するときは、病気の場合は、診断書、その他の場合は理由書を添付して速やかに校長に届け出なければならない。

(早 退・遅 刻)

第8条 学生が早退又は遅刻をするときは、教務課にその理由を口頭で届け

出て承認を受けなければならない。

第9条 天災その他やむを得ない事情により、欠席、遅刻、早退した場合、関係機関の証明書を添付して届け出た場合は、出席とみなす。

(忌 引)

第10条 3親等内の死亡に当たっては、下記忌引表に定める日数の範囲内で校長に届け（様式第17号）出て忌服することができる。

死亡した者	配偶者		1親等の直系尊属	1親等の直系尊属	2親等の直系尊属	2親等の傍系者	3親等の傍系尊属
日 数	10日	血族	(父母) 7日	(子) 5日	(祖父母) 3日	(兄弟姉妹) 3日	(伯母叔父) 1日
		姻族	3日	1日	1日	1日	1日

第5 その 他

(そ の 他)

第11条 所定の喫煙場所以外の校内での喫煙を禁ずる。

第12条 学校内における盗難被害、遺失物及び拾得物等は速やかに教務課に届け出なければならない。

第13条 宿泊を要する旅行をする場合は、出発までに教務課に届け出なければならない。

第14条 学生がアルバイトをする場合は、所定のアルバイト許可願（様式第18号）を校長に提出しなければならない。

第15条 学生が通学等のため自動車を運転したい場合は、所定の自動車使用許可願（様式第19号）を校長に提出しなければならない。

附 則

この心得は、昭和43年9月1日から施行する。

この心得において、校長又は教務課とあるのは、分校においては分校長及び分校とする。

この心得は、令和2年4月1日から施行する。

学生心得第14条及び第15条の取扱いについて

◎学生アルバイト

- ・学生のアバイト従事は、必要と認められる場合を除き禁止する。
 - ・アルバイトを必要とする学生については、保護者の承認を得た許可願（様式第18号）を提出し、校長の許可を得る。
- ※ 違反した場合は、保護者に連絡をとり、厳重注意、再三の注意にも守れない者は、校則第29条により懲戒（停学）する。

◎自動車等の使用規則

- 1 自動車（オートバイを含む）を利用して通学したり、学校に持込み使用する場合は、学生心得第15条により「自動車使用許可願」（様式第19号）を校長あて提出しなければならない。なお、使用車種等を変えた場合は、速やかにその旨を届出なければならない。
- 2 使用条件等
 - (1)夜の点呼後の使用禁止
ただし、緊急やむを得ない事情により使用しなければならない場合は、前もって舎監の許可を得る。
 - (2)所定の場所への駐車義務
 - (3)学生間での自動車の貸借の禁止
 - (4)校内での洗車の禁止
 - (5)学生が自動車等を使用して、交通規則に違反した場合、又は人身事故、物損事故を起こした場合は、学校に速やかに連絡しなければならない。
 - (6)上記の人身事故、物損事故を起こした学生は、最高3カ月間学校への自動車等の持込み使用を禁止する。
 - (7)上記各事項に違反し、再三の注意にもかかわらず違反した場合は、持込み使用等を禁止する。場合によっては全車両の持込みを禁止する。
- 3 人身、物損事故が発生した場合は、本人及び保護者の責任において処理する。
- 4 校内駐車中における破損、盗難等については、本校は責任を負わない。
- 5 その他、自動車の適正使用については、学生自治会において運営する。

9. 岡山県農林水産総合センター農業大学校校寄宿舎使用規程

本校	
電話 平日・夜間	(086)955-0550
土・日・祝日の午前中	(086)955-0550
分校電話平日	(0867)27-3321

(趣 旨)

第1条 岡山県農林水産総合センター条例施行規則第44条第2項の規程により寄宿舎の使用については本規程による。

(目 的)

第2条 寄宿舎生は、相互の協力により責任ある自主生活を営み、その人格向上につとめることを目的とする。

(入 舎)

第3条 入舎は原則として毎学年の初めとし、誓約書(様式第10号)を校長に提出しなければならない。

(寄宿舎の閉鎖)

第4条 寄宿舎は長期休暇中は閉鎖する。ただし校長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(退 舎)

第5条 寄宿舎生が卒業又は退学した場合は、3日以内に退舎しなければならない。

2 寄宿舎生が病気となり、または第8条に定める行為に違反し、共同生活に不適当と認められる場合は校長は退舎を命ずることができる。

(外 来 者)

第6条 寄宿舎生以外との面談は21時までとし、外来者の宿泊は原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、校長の許可を受けるものとする。

(寄宿舎の長の任務)

第7条 寄宿舎の長は、寄宿舎生を統轄し規律ある生活につとめるとともに団体生活を乱す寄宿舎生について校長に具申するものとする。

2 寄宿舎の長は盗難、急病人その他緊急事態が発生したときは、直ちに生活指導員に報告し、指示を受け適切な処置を講じなければならない。

3 寄宿舎の長は、火災が発生した場合は、直ちに公的機関及び生活指導員に急報し、適切な処置を講じなければならない。

4 寄宿舎の長は、舎内に於ける生活の状況を確認し、所定の日誌により生活指導員へ報告しなければならない。

(寄宿舎生の禁止行為)

第8条 寄宿舎生は寄宿舎において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 この規程及び寄宿舎生規約に違反する行為
- 2 火災その他災害の原因となる行為
- 3 共同生活を乱す行為

(寄宿舎生規約)

第9条 寄宿舎生は、寄宿舎生規約をつくり、これに次の事項を規定しなければならない。

- 1 寄宿舎生の自治に関すること。
- 2 役員に関すること。
- 3 会計に関すること。
- 4 寄宿舎の秩序及び風紀に関すること。
- 5 保健衛生及び清潔保持に関すること。
- 6 防火及び防犯に関すること。
- 7 その他寄宿舎生活に関すること。

(規約の承認)

第10条 前条の規約を定め、又は変更するときは、校長の承認を受けなければならない。

(弁 償)

第11条 寄宿舎の使用に当たっては建物、施設、備品等善良なる注意のもとに使用し、故意または重大な過失により、これらを損傷または紛失したときは、これを弁償しなければならない。

(そ の 他)

第12条 校長は必要に応じて寄宿舎を視察できるものとする。

- 2 寄宿舎内において使用できる電気器具等は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程において、校長または生活指導員とあるのは、分校においては分校長及び担当教授とする。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

岡山県農林水産総合センター農業大学校寄宿舎使用規程の第8条及び第12条の取扱いについて

第8条の取扱いについて

岡山県農林水産総合センター農業大学校寄宿舎使用規程第8条(3)の共同生活を乱す行為には次の事項を含むものとする。

- 1 男子の女子居室及び附属施設への立入及び立ち入らせた女子
- 2 女子の男子居室への立入及び立ち入らせた男子
- 3 集会室の22時以降の使用
- 4 22時以降の離室

第12条の取扱いについて

岡山県農林水産総合センター農業大学校寄宿舎使用規程第12条2項に規定する寄宿舎内において使用できる電気器具等は、次に掲げるもの以外とする。

- 1 ストーブ、ファンヒーター、ホットカーペット、コタツ等
- 2 調理器具、アイロン等使用者の不注意から火災を引き起こす危険性の高いもの、使用することにより他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの又は消費電力が特に大きなものであって校長が指定するもの。

10. 岡山県農林水産総合センター農業大学校寄宿舍生規約

(名 称)

第1条 本寄宿舍を春風寮・北寮・女子寮（以下「寮」と略称する。）という。

(目 的)

第2条 寮は、寮生相互の理解と信頼により自主的に運営され、集団生活を通して、社会人としての高潔な人格を養うことを目的とする。

(事 業)

第3条 寮は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 企画及び渉外
- 2 レクリエーション（運動及び文化活動）
- 3 日常生活の改善
- 4 寮の整備及び物資のあっせん
- 5 保健衛生
- 6 防火・防犯

(役 員)

第4条 寮に、次の役員を置く。

寮 長	1名	会 計	2名
副 寮 長	4名	監 査	2名
風 紀	5名	分 校 寮 長	1名

(役員の仕事と権限)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 寮長は、全寮生を代表し、寮生に関する最高責任者であって、寮生の親睦、融和をはかり、健全な寮風をつくるように努める。
- 2 副寮長は、寮長を補佐し、寮長事故あるときは、その仕事を代行するとともに、寮の備品の保管を行う。
- 3 風紀は寮生活の秩序を保つため、規律の取り締りを行うとともに、率先して防火・防犯に努める。また、学生の自動車使用について学校との調整を行う。なお、これに従わない者がある場合は、役員会において公正な懲戒措置を講ずる。
- 4 会計は、会計事務を行うとともに、寮の運営における必要事項を記録する。
- 5 監査は、寮生の要求により必要と認めた場合は、寮会計の監査を行い寮生大会において報告する。
- 6 その他、役員は第3条の事業を分担して、その推進及び督励に当たる。

(役員を選出)

第6条 役員は、寮生の選挙または推薦によって決定する。

第7条 役員の選出は、毎年12月に行い、任期は1年とする。

(当 番)

第8条 寮に次の当番を置く。寮生は寮長が定めた順位に従ってその任務に当たる。

点呼当番、浴室当番、食事当番

(会 議)

第9条 会議は寮生大会及び役員会とする。

第10条 寮生大会は、本寮の最高議決機関である。

第11条 寮生大会は、定期大会及び臨時大会とし、定期大会は4月に開催し寮長が招集する。臨時大会は、役員が必要と認めたとき、又は寮生の3分の1以上の要求があるときは、寮長が招集する。

第12条 役員会は、第4条に規定する役員をもって組織し、必要により寮長が招集し、寮の運営に関する重要事項を審議する。

第13条 各会議は、構成人員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって可決し、可否同数の場合は寮長が決定する。

第14条 次の事項は、寮生大会の議決を必要とする。

- 1 寄宿舍生規約の改正
- 2 役員の任免
- 3 寮費の決定
- 4 事業計画及び事業報告の承認
- 5 予算及び決算の承認
- 6 役員会において寮生大会の議決を必要とすると認めた事項

(寮生の義務)

第15条 寮生は、寮の使用及び寮備品の管理については善良な注意をもってこれに当たり、寮の火気取締り、戸締まり及び清掃を行い、諸規則に従い、共同生活の向上につとめなければならない。

第16条 寮生は、次の日課により生活をしなければならない。

起 床	7時00分
点 呼	7時20分
清 掃	7時20分 ～ 7時40分
朝 食	8時00分 ～ 8時45分
昼 食	12時00分 ～ 12時50分
夕 食	17時00分 ～ 19時00分
入 浴	17時00分 ～ 21時45分
門 限	22時00分
点 呼	22時00分
消 灯	22時30分

なお、集会室・談話室の使用は22時00分までとする。

第17条 寮生が外泊するときは、所定の場所に備えた外泊簿に記入しなければならない。

第18条 寮生は、寮で必要な経費を納入しなければならない。

(外来者)

第19条 外来者の室内出入りは、寮長又は副寮長の許可を得なければならない。

外来者の門限は、原則21時までとする。ただし特別な場合は、寮長の許可を得なければならない。

(会計年度)

第20条 寮の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第21条 この規約の施行について、必要なことは、寮長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年6月11日から施行する。

この規約は、平成24年5月18日から施行する。

この規約は、平成25年3月11日から施行する。

この規約は、平成26年12月19日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年12月22日から施行する。

11. 岡山県農林水産総合センター農業大学校生活指導員設置要領

趣 旨

岡山県農林水産総合センター条例施行規則第42条により全寮制を実施するに当たり、学生寮の管理運営並びに学生の共同生活を指導助言するため生活指導員を設置する。

目 的

寮生活は人間形成の場である。生活指導員を通して学生の自立独立、共同、協調性、責任感、礼儀と規律を重んずる指導を行うと共に、自学自習の習慣づけを行い、併せて学校施設の保守点検の業務に当たるものとする。

業務内容

- 1 勤務時間 寮舎の閉鎖中を除き17時15分から翌朝8時30分までとする。
(ただし、指導員は交替による隔日勤務とする。)
- 2 勤務場所 岡山県農林水産総合センター農業大学校(寄宿舍舎監室)
- 3 業 務 日常、寮長及び生活指導担当職員と密接な連携のもとに、学生との対話や相談に応ずると共に生活指導を主体として次の業務に当たる。
 - (1) 寄宿舍使用規程に係わる指導、助言
 - (2) 寄宿舍生規約の遵守指導
 - (3) 寮生の掌握(朝、夕の点呼及び学生の行動)
 - (4) 寄宿舍使用規程第8条(寄宿舍生の禁止行為)の監督、助言
 - (5) 施設の保守点検に必要な巡視と警備
(戸締、水道、電源、ボイラー室、電動備品、大気、危険物等)
 - (6) 緊急又は異常事態発生に対する連絡(内・外連絡)及び適切な措置と対応
 - (7) 生活指導記録簿の記入及び関係職員への連絡引継ぎ
- 4 その他
 - (1) 寄宿舍使用規程第4条による長期休暇中は適用しない。
 - (2) 指導員設置定数及び必要経費については、センター所長が別に定める。
 - (3) 寮生の指定された居室は、みだりに変更させてはならない。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日より施行する。

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

12. 岡山県農林水産総合センター農業大学校学生自治会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員の自主的精神に基づき、すぐれた社会人としての完成をめざし、明朗かつ、有意義な学校生活を築くことを目的とする。

(名称、事務局)

第2条 本会は岡山県農林水産総合センター農業大学校学生自治会（以下「本会」という。）と称し、事務局を岡山県農林水産総合センター農業大学校内に置く。

(組 織)

第3条 本会の会員は、岡山県農林水産総合センター農業大学校全学生をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員の人格形成と身体の鍛錬に関する事。
- 2 農業技術の修得に関する事。
- 3 クラブ活動推進に関する事。
- 4 その他本会の目的を達成するに必要な事業。

第2章 機関及び運営

(機 関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 クラブ

(総 会)

第6条 総会は、本会の最高議決機関である。

2 総会は毎年4月と12月に自治会長が招集する。

ただし、次の場合には、自治会長は臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 全会員の4分の1以上が、会議事項を明示して自治会長に要求した場合。
 - (2) 学校長が必要と認めた場合。
- 3 総会の招集は、原則として、3日以前にその議事案件を公示し、全会員の3分の2以上が出席したとき成立する。
- 4 総会は、次の事項を議決し、議決は、出席者の過半数の賛成による。
- (1) 規約の制定及び変更に関する事。
 - (2) 役員承認に関する事。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関する事。
 - (4) その他本会の目的達成のために必要な事。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置き、本会業務の執行に当たる。

会 長	1名
副 会 長	2名
会 計	2名（各学年1名）
監 事	2名（各学年1名）
企画委員	5名

- 2 役員を選出については別に定める。
- 3 役員の仕事は、次のとおりである。
 - (1) 会長は、本会を代表し、業務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代行する。
 - (3) 会計は、収支予算、決算に関する会計業務を担当するとともに、総会及び役員会の議事を記録し、その他必要な書類を保管し業務を処理する。
 - (4) 監事は、本会の事業及び会計業務を監査する。
 - (5) 企画委員は、学校行事(体育・文芸)等について、企画運営に当たる。
- 4 役員を選出は、毎年12月に行い、任期は1年とする。
ただし、新入学生の役員は1月に補充する。
- 5 役員に欠員を生じた時は、直ちに補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員会は、自治会長が随時招集し、本会事業の円滑な運営を計る。

(顧問)

第8条 本会は本校の職員を顧問に迎え、会の運営について指導を受ける。

(クラブ)

第9条 会員相互の教養を高め、情操を豊かにし、体育技能を錬磨する。

各クラブに関する規約は、別に定める。

(会員の責務)

第10条 会員は、本会の目的達成のため、この規約を忠実に守り、かつ、積極的に行動に表すとともに、その行動については、あくまでも責任を負わねばならない。

第3章 会計

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、12月に中間決算を行う。

3 本会の会費は、総会において決定する。

(監査)

第12条 監事は、本会の事業及び会計諸帳簿、収入、支出の状況を監査し、総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、昭和56年1月20日から適用する。

この規約は、平成11年4月1日から適用する。

この規約は、平成22年4月1日から適用する。

この規約は、平成25年3月11日から適用する。

この規約は、平成26年12月19日から適用する。

この規約は、平成27年12月22日から適用する。

13. 学生自治会規約施行細則

第1章 クラブ

第1条 クラブには、次の各部を設けることができる。

体育関係

ソフトボール、卓球、バドミントン、フットサル、バレーボール、
バスケットボール等

文芸関係

写真、美術、音楽、図画工作、和太鼓等

第2条 クラブは次のクラブ員をもって組織する。

体育関係クラブ 5名以上

文芸関係クラブ 3名以上

自治会員の加入できるクラブ数は、2以下とする

第3条 各クラブの構成は次のとおりとする。

役員 キャプテン 1名

会 計 1名

クラブ員

第4条 クラブ役員を選出は、クラブ内で互選する。

第5条 クラブ創立及び廃止は、役員会において決定する。

第2章 役員を選出

第6条 現役員(2年生)は、次期役員改選の1週間前に選挙計画を立て、役員選挙の事務を行う。

第7条 選挙は投票により行う。

第8条 選ばれた役員は、総会で承認を受けなければならない。

第3章 事務

第9条 本会に次の帳簿を備え、関係役員がこれを管理する。

会員名簿(副会長)

議事録(会計)

金銭出納帳(会計)

クラブ活動記録簿(クラブキャプテン)

クラブ金銭出納簿(クラブ会計)

14. 岡山県農林水産総合センター農業大学校講堂兼体育館使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県農林水産総合センター農業大学校講堂兼体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用申込)

第2条 体育館を使用しようとする者は、別記様式により使用申込書を校長に提出し、許可を受けるものとする。

(使用許可の制限)

第3条 体育館の使用は、次の各号の一に該当するときは許可しない。

- (1) 体育館の使用目的以外のもの
- (2) 学校の行事と重複するもの
- (3) 体育館の施設・設備を損傷するおそれがあると認められるもの
- (4) その他、教育上不相当と認められるもの

ただし、校長が特に必要と認めたものについては許可することがある。

(使用の許可)

第4条 校長は、体育館の使用を許可したときは、別記様式の許可書を交付するものとする。

(使用許可の取消し)

第5条 使用者が次の各号の一に該当するときは、体育館の使用を取り消し、又は使用の方法を制限することができる

- (1) 学校として必要を生じたとき
- (2) この規程に違背し、又はこの規程に基づく指示に従わないとき
- (3) 許可された使用目的以外に使用しようとするとき

(施設設備の変更禁止等)

第6条 使用者は館内の施設若しくは設備の現状を変更し、又は特別の設備を設けて、それを使用してはならない。

2 使用者は体育館の使用を終了したときは、直ちに使用場所を現状に復し、館内の清掃をするものとする。

(禁止行為等)

第7条 使用者は次に掲げる行為をしてはならない。ただし、校長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 火気の使用
- (2) 許可された施設、設備以外の使用
- (3) 土足での使用
- (4) 館内での飲酒行為及び指定場所以外の喫煙
- (5) その他、他人に迷惑をかける行為

(損害賠償)

第8条 館内の施設、設備、備品等をき損し、又は滅失したときは、速やかに校長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 前項に掲げた施設、設備、備品等のき損又は滅失が、使用者の故意又は重大な過失によるときは、その損害を弁償しなければならない。

(使用終了の届出)

第9条 使用者は施設等の使用を終えたときは、速やかに校長に届出て、点検を受けなければならない。

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は運営協議会で協議するものとする。

2 体育館運営協議会の要領は、別に校長が定める。

附 則

この規程は、昭和49年11月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

15. 岡山県農林水産総合センター農業大学校体育館運営協議会要領

第1条 この要領は、岡山県農林水産総合センター農業大学校講堂兼体育館を適正かつ円滑に運営するため、講堂兼体育館使用規程（以下「規程」という。）第10条に基づき、講堂兼体育館運営協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

第2条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 教務課長
- (3) 研修課長
- (4) 学生自治会担当及び寮担当職員（2名）
- (5) 学生代表（6名）（自治会長、同副会長、寮長、企画委員2名）

2 協議会委員長は副校長とする。

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 体育館の施設及び使用計画等について
- (2) 体育館の使用細則について
- (3) その他必要と認められることについて

第4条 協議会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の者からの要求があったときは、委員長が招集し、議長となる。

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

16. 体育館使用細則（内部用）

1 この細則は、学生の体育館使用に関し必要な事項を定める。

（使用時間）

2 使用時間は、原則として9時から21時までとする。

（使用の許可、終了の報告）

3 使用を希望する者は、あらかじめ体育館使用簿に必要事項を記載のうえ教務課担当職員に提出し、許可を受けること。

4 カギは事務所で保管し、体育館の使用が許可されたとき渡す。

5 使用終了後は必ずカギをかけて職員に届け出ること。

ただし、職員の勤務時間外は、翌日使用責任者が職員室にカギを返還し、使用簿に記載すること。

（遵守事項）

6 次のことに注意して体育館を使用すること。

(1) 授業以外で使用する場合は、東南出入口を使用すること。

(2) 体育館シューズ又は素足で入館し、土砂を床に上げないこと。

(3) 火災、盗難等の発生予防に注意すること。（タバコ、ガスの使用禁止）

(4) 床面をいためないこと。

(5) 使用後は体育館備え付けのモップを使用し、清掃すること。

17. 経費

1 授業料

(1) 年額118,800円（21年度～）とし、4月1日から9月30日までの前期分を4月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの後期分を10月31日までに、それぞれ分納しなければならない。

(2) 既納した授業料は還付しない。

(3) 学業が優秀で特に学費に乏しいと認められる者には、授業料の全部又は一部を免除することがある。

授業料の減免を受けたい者は、その負担に耐えない旨の市町村又は民生委員の証明書を添えて、願い出ること。（様式第9号）

(4) 休学した場合、その学期後の授業料は免除となる。

復学した場合、その学期は復学した月数に年額の按分の1の額を乗じて得た額を支払うこと。

2 学生自治会費

自治会総会で決定される額を徴収する。（年間19,000円）

3 寄宿舍生自治会費

寄宿舍生大会で決定される額を徴収する。（年間16,000円）

4 寮光熱水費

寮で使用した電気代、ガス代等は、事前に一括徴収して後で精算する。

5 その他の経費

教科書、実習服、研修費、実験費等事前に一括徴収して後で精算する。
資格講習、研修旅行、食費（1日1,190円）等に要する経費は別途徴収する。

18. 各種書類様式

様式第3号（施行規則第35条・校則第13条関係）

誓 約 書

私は、岡山県農林水産総合センター農業大学校に入学の上は、諸規則を堅く守り専心勉強いたします。また、在学中に、懲戒又は退学の処分を受けた場合も、異議の申し立てはいたしません。ここに保証人を定めて誓約します。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

入学者

現住所 〒
ふりがな ----- 氏名
生年月日 平成 年 月 日生

印

上記の者が、このたび貴校に入学を許可されたときは、諸規則及び指示を堅く守らせ、本人の在学中に生じた一切の不都合は、私がお引受けいたします。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

保護者

現住所
職業
続柄
氏名

印

保証人

現住所
職業
続柄
氏名

印

保証人変更届

課 程 コース 年

氏 名

このたび _____ の事由により、保証人を次のとおり変更いたしますので、新旧保証人連署をもって届けます。

新保証人	氏 名	㊟
	住 所	
	職 業	
	続 柄	

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長殿

本 人	氏 名	㊟
旧保証人	氏 名	㊟
新保証人	氏 名	㊟

休 学 願

このたび、下記により休学したいので、許可くださるよう保証人連署をもって
お願いします。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

本人	課程	コース	年	氏名	㊟
保証人				氏名	㊟

記

1 休学 の 理 由 _____

2 休学 の 予 定 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 休 学 中 の 住 所

復 学 願

私は、令和 年 月 日から休気しておりましたが、令和 年 月 日から復学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いします。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長殿

本人	課程	コース	年	氏名	㊟
保証人				氏名	㊟

退 学 願

私は、下記理由により退学したいので、許可くださるよう保証人連署をもって
お願いします。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

本人	課程：	コース：
	学年：	
	氏名：	①
保証人	氏名：	①

記

理由

再（追）試験願

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長殿

課程 コース 年 氏名 ⑩

下記科目につき、再（追）試験をお願いします。

記

令和 年度 期試験

受験科目：

授業料減免申請願

私は、下記理由により授業料を（減額・免除）していただきたく、関係書類を添えて、保証人連署をもって申請します。

令和 年 月 日

岡山県知事殿

本人	課程	コース	年	氏名	㊟
保証人				氏名	㊟

記

1 理由

2 期間

入 舎 誓 約 書

このたび入舎するに当たっては、舎則及び指示を堅く守り、一切の行為についてご迷惑をおかけしません。ここに保証人を定めて誓います。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

入学者 現住所
氏名

⑩

上記の者がこのたび入舎することについては、舎則及び指示を堅く守らせ、本人在舎中に不都合を生じたときは、すべてについて責任を私がお引受けします。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

保護者 現住所
職業
続柄
氏名

⑩

保証人 現住所
職業
続柄
氏名

⑩

通 学 許 可 願

私は、下記のとおり通学したいので、許可くださるようお願いいたします。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

課程 コース 年 氏名

記

通 学 の 住 所

番 地

(電話 局 番)

保 護 者 氏 名

学 校 ま で の 距 離

理 由

そ の 他 参 考 事 項

通 学 誓 約 願

私は、願い出により通学を許可された上は、授業及び実験実習等の学習時間を厳守し、併せて交通法規を守り、絶対に貴校及び在校生に対してご迷惑をおかけしないことをここに保証人連署をもって誓約します。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

本 人 住 所

氏 名

保証人 住 所


氏 名

令和 年度入学

学生調査書

ふりがな 氏名					生年月日		
					平成	年	月
自宅住所	〒 — —						
自宅電話	— —		本人携帯	— —			
出身学校等			学科			卒業年度	
家族 関 係	氏名		続柄	年齢	職業		備考
農業 経 営	田	a	主 な 作 目 と 規 模	水 稻	a		a
	畑	a			a		a
	樹園地	a			a	搾乳牛	頭
		a		※ 1a = 100㎡		和 牛	頭
スポーツ							
趣味							
運転免許の種類							
取得済み免状等							
特 技							
高校時のクラブ							
将来の方針							
学校生活で配慮 していただきたい こと							

保護者連絡先

保護者氏名	【学生との続柄】
住 所	〒 ー
連絡先 <small>(日中連絡がつく順 にお書きください)</small>	① ー ー □自宅 □父/母・携帯 □() ② ー ー □自宅 □父/母・携帯 □()
自宅略図 	

※自宅略図は、自宅周辺の目印等を入れて枠内に収まるよう、手書きあるいは印刷した地図を貼付けて下さい。
 ※コピーして使用しますので、折りたたんだ地図の貼付け、複数の地図の重ね貼りは避けて下さい。
 ※本票に記載された内容については、本校職員その他、農業普及指導センター、研修先農家等、農家留学研修関係者へ情報提供する場合がありますので、予め御了承願います。

住所の変更届

このたび、私の住所を次のとおり変更しましたので届けます。

新住所

郡 村 大字 番地
市 町
(電話 局 番)

旧住所

郡 村 大字 番地
市 町
(電話 局 番)

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿
氏 名

欠 席 届

私は、下記のとおり欠席したので届けます。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長 殿

_____課程_____コース
_____年_____氏名_____

記

1 理 由 _____

2 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(日間)

3 授業科目 ()

忌 引 届

私は、下記のとおり忌引しましたので届けます。

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター農業大学校長殿

_____課程 _____コース
_____年 _____氏名

記

1. 死亡者氏名

2. 死亡年月日

3. 忌引の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(日間)

ア ル バ イ ト 従 事 届

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター
農 業 大 学 校 長 殿

氏 名 課程 コース 年

私は、下記によりアルバイトに従事したいので、学生心得により届けます。

記

- 1 アルバイトをする理由
- 2 アルバイト先と電話番号
 - ・アルバイト先の名称：
 - ・ // の住所：
 - ・電 話 番 号：
- 3 従事する仕事の内容
- 4 期間及び時刻
- 5 通勤方法

上記の条件に限り、アルバイトに従事することを承諾します。

令和 年 月 日

保護者氏名

印

自動車使用許可願

令和 年 月 日

岡山県農林水産総合センター
農業大学校長 殿

本人 住所
氏名 印

保証人 氏名 印
(保護者)

私は、下記により自動車を使用したいので、保証人連署で使用許可をお願いします。

なお、運転に当たっては交通法規及び本校の諸規則を堅く守ることを誓います。
万一、運転中の事故及び人身事故、物損事故等を起こした場合は、当方で一切の責任をとります。

記

- 1 使用目的
- 2 使用区間
- 3 自動車の種別、車名、登録番号
- 4 運転免許の種別、取得年月日
- 5 賠償責任保険の種類、契約先、保険金額
- 6 添付書類
車体検査証、自賠責保険、任意保険、免許証の写し各 1 部

